

秋田地区保護司会

秋田更生保護サポートセンターだより

☎010-0976 秋田市八橋南1丁目8-2 秋田老人福祉センター 3F 秋田更生保護サポートセンター
開所日 土日祝日を除く、開所時間 平日9:30~16:00 電話・FAX 018-864-5232

相談窓口「りすたぼ」ができました

秋田保護観察所
統括保護観察官 石橋大輔



編集委員の方から、巻頭言の依頼を受け、身分不相応とは思いましたが、お引き受けさせていただきます。しかしながら、どちらかと言えば、私は巻頭言ではなく、巻末言が似合う人間です。さて、何を書いたらよいかと思案しているうちに、原稿の締切日を迎えてしまいました。

そこで、今回は最近の更生保護の動きについて、簡単に紹介させていただきたいと思います。

更生保護法の改正により、令和5年12月1日から、保護観察等の期間が終わった人や地域の方からの犯罪や非行に関する相談支援の実施（刑執行修了者等に対する援助・更生保護に関する地域援助）が始まり、保護観察所内にその窓口として「りすたぼ」が設置され、保護観察官が対応することになりました。

「りすたぼ」とは、一人ひとりの再出発（リスタート）をサポートするという想いを込めて命名された相談窓口の名称です。刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人が地域での生活に困ったときの相談や支援だけでなく、地域の方からの犯罪や非行に関する相談を、保護観察官が受け付け、相談の内容に応じて、保護観察官の助言だけでなく、関係機関を紹介します。

これまで保護観察所の業務として、保護観察や更生緊急保護等が終了した人に対する対応は明記されていませんでしたので、例えば、保護司の皆様が元保護観察対象者等から相談を受けた際、保護観察官に相談してみたいと思った場合でも、相談することに二の足を踏むこともあったのではないかと思います。

今後は、保護観察官が相談に乗ることもできますので、対応に困った際は、遠慮なく保護観察官に相談していただきますよう、お願いいたします。

最後に、制度の変更は続きますが、保護観察対象者との面接や指導といった基本の部分は、これまでと変わりありませんので、引き続き、変わらずの対応をよろしくお願いします。

サポートセンターの活動状況について

秋田更生保護サポートセンター
センター長 船山 齊

日頃から、本センターの活動にご支援とご協力を頂き誠にありがとうございます。サポートセンターだよりは、平成25年12月に第1号を発刊し、これまで10年で20号を発行してきております。ここでは、既刊号を参考にしながら、これまでの簡単な経緯と現在のサポートセンターの活動状況について、紹介したいと思います。

秋田更生保護サポートセンターは、平成23年7月12日（2011年）に県社会福祉会館4階に開所しました。当時は加藤忠輔秋田地区保護司会会長がセンター長となり、7人の企画調整保護司で運営していました。その後、柳沢和子氏、伊藤正治氏、鈴木寿氏がセンター長を歴任し、その間3回の移転を経て、現在は秋田市老人福祉センター3階に開所しております。運営に当たる企画調整保護司は、令和3年の規約改正に伴い、本会から4人、3支部からそれぞれ4人の合計16人で構成しており、当会現員の約1割に相当します。

現在の活動状況としては、秋田地区会の活動拠点として利用されています。具体的には、事務局の事務室として、役員会や専門部会などの会合のほか、夜間研修や保護観察対象者との面接、あるいは処遇困難ケースに関する情報交換などに使用されています。また、奇数月には、運営会議を開催し、活動の改善に努めております。

サポートセンターは、「寄り添い」・「支え合う」を目指して活動しております。特別な用事がなくても、お気軽にお立ち寄りください。皆さんの積極的なご利用をお願いします。



運営会議の様子

夜間特別研修について

秋田地区保護司会
事務局長 常盤 誠

法務省の保護司研修要綱において、保護観察所が保護司の実務上の必要な知識と技術の向上を図ることを目的として、保護司のキャリアに関係なく、全員を対象に地域別定例研修会が行われております。

平成23年度までは年5回、平成24年度からは年4回、その後各保護区でのサポートセンターの設置が進み、保護司間での自主研修会を行う機会が増え、令和元年度からは年3回に見直されています。

秋田保護区では、平日の日中に行われている地域特別研修会に出席できない保護司個々の事情において、秋田保護観察所より特別なご配慮をいただき、夜間特別研修会が平成28年度より開催されております。これは他地区の保護区には無い、とても有難いことです。

例えば、保護観察等の処遇を行っていない保護司の方、あるいは日頃のご自身の業務に特化しているような保護司の方は、研修会に参加しなくても良いのではないかと、というお考えをお持ちの方もおられるかもしれません。

しかしながら、自己研鑽や指導して下さる観察官と保護司との結びつきを深めていくということから、研修会への参加は必要不可欠なことだと思います。

夜間特別研修は、当番となっている企画調整保護司が準備をして、サポートセンターで開催されております。

地域別定例研修会へご参加できない方は、是非お時間を調整いただきご参加ください。

～ふれあいサークルの現場から～

ふれあいサークル
代表 千葉 恵美

再犯防止ボランティアとして11年目を迎えました。今回はあまり例のないAさんをご紹介します。Aさんは50代、男性、入院中で誰も面会者がいないことから、訪問を希望されました。歩行困難、嚥下機能低下、言語障害等があり会話は困難かと思われましたが、意思疎通や理解力は問題無く、訪問時は筆談による交流になりました。高学歴、外国語堪能（数カ国語、外国経験8カ国余）、読書（歴史物）と洋楽を好み、母親が聴いていた曲名を筆談で教えてくれました。病院にラジカセの持ち込みの承諾を得て、毎月希望のCDをレンタルで用意し聴かせることができました。Aさんは病気が発症し、福祉や医療サービスを受けるまでの間、生活に困り窃盗に至った経緯があります。「話していると嬉しいです」と筆談で伝えてくれたAさんは半年余には寝たきりとなり、3年5ヶ月のお付き合いで、亡くなる前日の訪問では1時間音楽を聴いて旅立ちました。Aさんとの出会いで、感覚機能が一つでも可能な場合は、何かしら、最後の楽しみを分かち合えるということを学びました。命ある限りサポートが可能である事を信じて、今後も会員一同邁進していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

～生きづらさを抱える人々に寄り添って～

NPO法人セーフティネット秋田つなぎ隊
堀井 明美

NPO法人を設立してから8年目になりました。相談・居場所・研修事業に昨年度からの居住支援事業を加え、総勢20名のスタッフが、其々の持ち味と経験を活かしての活動を展開しております。

「お困りの問題をお聞かせ下さい。抱えている問題の解決策と優先順位を一緒に考えましょう」と始まる、日常の面談です。

生き辛さを抱える人々の問題は、その時代の社会情勢が大きく影響されるものと、しみじみ実感している毎日です。

「経済的不安」「病気・障害」「人間関係」etc……の問題を抱え、視野狭窄に陥っていて前に進む術を見失っている人々に対して、辛い気持ちを受け入れる事からのスタートです。

解決策を求めて相談された方を、必要な社会資源に繋ぐための役割の大切さと、どんなに悩んでも、自分の辛さを分かってくれる人の一言一言が、勇気と決意に繋がるものである事を、実感しております。

特に保護司としての14年間の経験は、何にも代えがたい貴重な経験でした。どのような問題に対しても真正面から取り組む姿勢は、先輩や同僚保護司の皆様から教えられた事であり、この紙面をお借りして感謝を申し上げます。

令和5年度 月別利用者数

() は前年度利用者数

4月	127名(114)	10月	89名(133)
5月	95名(129)	11月	78名(103)
6月	153名(131)	12月	(95)
7月	67名(109)	1月	(74)
8月	67名(127)	2月	(114)
9月	114名(142)	3月	(118)
		計	790名(1,389)

先輩保護司から学ぶ

企画調整保護司(東支部) 嗟峨偉喜子

保護司になってまだ1年ちょっとですが、企画調整保護司となりました。サポートセンターにおりますと、自分の所属する支部の活動だけでなく、秋田地区保護司会の活動を知ることができます。そして何よりも、他支部の先輩保護司の方々と話す機会も多く、社明運動や保護司活動について学ぶことができている。対象者との関わり方についても、教えていただくことができ、勉強になっています。いつも先輩方のお人柄に感服するばかりです。これから少しでも、企画調整保護司としての役目を果たすことができるよう努めて参りたいと思います。